

令和5年11月29日

令和6年1月から 砺波市立の保育施設で

## PayPay での利用料支払いが可能となります

概要	<p>砺波市では、子育てにかかる利用料支払い時の保護者の利便性を向上するため、砺波市立の保育所（全2か所）と認定こども園（全4か所）において、<u>令和6年1月から PayPay による支払い</u>を導入します。</p> <p>【対象とする利用料】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①延長保育料</li><li>②一時預かり利用料（保育所・幼稚園）</li><li>③園児給食費（口座振替によらないもの）</li></ul>
メリット	<p>これまで現金による支払いのみでしたが、保護者は PayPay による支払いも選択できるようになります。</p> <p>また、園での現金取扱いが減ることから、園職員の業務の効率化につながります。</p>
開始時期	令和6年1月から
特記事項	PayPay による支払いの導入は、呉西地区では小矢部市（大谷こども園で延長保育料、一時預かり料について支払い可）に次いで2市目となります。
問合せ先	砺波市教育委員会こども課 担当者名：越野 電話番号 0763-33-1596（直通） 電話番号 0763-33-1111（内線377）